

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



◆出会い系さくらサイトやアダルトサイトのワンクリック請求に注意！！



相談:1

無料SNSサイトで、好きなタレントのページにアクセスすると、タレントから直接メッセージが届き、「芸能事務所に内緒なので、別サイトでやりとりしたい」と別のサイトに誘導された。メール交換のため、ポイントを数回購入し、260万円支払ったが、だまされたのだろうか。

相談:2

パソコンで湿布薬を検索していたらアダルトサイトにつながった。無料とあったのでサンプル画像をクリックすると「登録完了画面」が表示され、「正規料金は98000円だが2日以内に支払うと68000円になる」と書かれてあったので電話してしまった。請求画面が貼りついて消えない。どうしよう。

「悩みを聞いて欲しい」、「内職をしたい」等、好奇心や興味をひかれ、サイトの利用を始めているケースもあります

若い人だけでなく、最近は高齢者の相談も増えていますので注意！！



トラブルを避けるために

- 知らない人から届くメールには絶対返信しない！
 - おやみに同意等をクリックしたり、ダウンロードしたりしない！
 - 登録になってもすぐに業者に連絡しない！
 - パソコンに貼りついた 請求画面の削除はシステムの復元を！
- ＊（独）情報処理推進機構（IPA）のホームページが参考になります



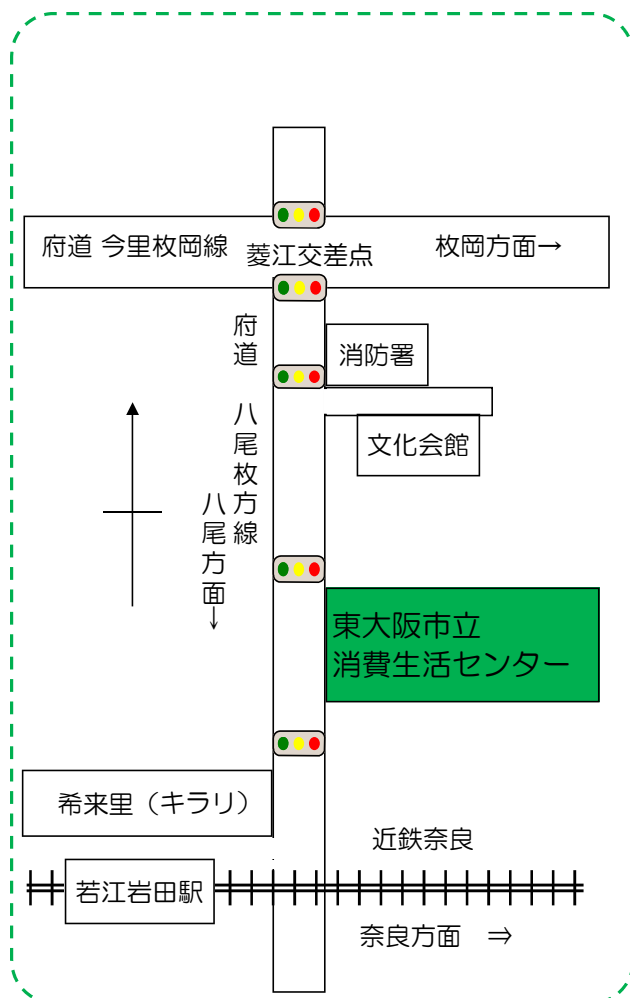
悪質な“さお竹”の移動販売！

「さお竹1000円から」と宣伝する車が通りがかった。呼び止めて注文すると高額請求を受けた。凄まれて怖くなり支払ってしまった。こんな被害が増えています。ご注意ください。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター
TEL 072-965-6002(事務所)
FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

…相談窓口ではこんなことをしています…

消費生活についての苦情や相談を受け付け、情報の提供や助言をし、あなたと共に考え解決するためのお手伝いをしています。

◆自主交渉の助言

消費者がご自分で解決できる方法を助言します。

◆苦情処理のあっせん

契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。

◆専門機関の紹介

センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします。

◆消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

・事業者からの相談 ・個人間のトラブル ・行政への苦情 ・損害賠償の請求

〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650



表面もご覧ください！